

北茨城市第4次行政改革 大綱

平成26～30年度

平成26年3月

北 茨 城 市

北茨城市第4次行政改革大綱

1 策定の趣旨

本市では、平成8年3月の「北茨城市行政改革大綱」、平成10年10月の「第1次北茨城市行政改革大綱」、そして平成16年3月の「第2次北茨城市行政改革大綱」を経て、平成21年2月に「北茨城市第3次行政改革大綱」を策定し、平成21年度から25年度までを実施期間とする実施計画に基づき、簡素で効率的な行政運営や市民サービスの向上などに努めてきた。

また、平成17年3月には総務省から「行政改革推進における新たな指針」が示され、行政改革の具体的な数値目標等を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員管理の適正化など具体的目標に向けた行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところである。

しかしながら、地方においては未だ回復の兆しが見えない経済状況、また平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響から、本市は依然として厳しい財政状況が続いており、今後も一層進む人口減少と少子高齢化により、税収の減・社会保障費の増加など、行政を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測され、引き続き簡素で効率的な行政運営が必要となっている。

さらに、地方分権の進展により、地方自治体における「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大しているとともに、東日本大震災を契機に地域コミュニティの重要性が再認識されている中で、これまで以上に市民と協力・連携した協働によるまちづくりを進めていかなければならない。

このようなことから、市民とともに新しいまちづくりを展開するにあたって、これまで取り組んできた行政改革の継続と新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくために、「第3次北茨城市行政改革大綱」の見直しを行い、最小の経費で最大の効果が得られるような行政体制の確立に向け、「北茨城市第4次行政改革大綱」を策定する。

2 市の現状及び課題

(1) 厳しい財政状況

平成18年度末における財政調整基金残高が7千万円と底をつくなど、危機的な状況にあった本市の財政基盤は、第3次行政改革における「健全な財政基盤の確立」の取組により改善が見られるが、様々な公共施設で老朽化が進み施設の更新時期を迎えるなど、厳しい状況が続いている。いかに財政力の強化を図っていくかが、現在、本市が直面している最も重要な課題である。

経常収支比率、自主財源比率、収納率、実質公債費比率、将来負担比率など、財政状況を推し量る指標についても、未だ県内平均より悪い状況が続いており、これは職員削減などにより歳出減に取り組む一方で、扶助費・補助費・繰出金等が年々増加していること、またリーマン・ショック及び震災により落ち込んだ税収が未だそれ以前の水準まで回復しないことが、その大きな要因となっていると考えられる。

そうしたことから、引き続き歳出削減に取り組むとともに、いかに自主財源を確保するかが重要になってきている。

(2) 職員数の状況

平成24年度の歳出総額に占める人件費の割合は13.9%と、類似団体平均の16.2%、県内市平

均の17.0%を下回る状況となっており、また公営企業等の職員を除く一般職員数（消防職除く）を比較して見ると、人口1000人あたり5.5人であり、県内市平均の5.6人、類似団体平均の6.7人と比べても職員数は決して多いものではない。

また、集中改革プランにおいて職員数削減の数値目標の基準とした平成17年度の一般職員数（消防職除く）は344人であったが、平成25年度で259人となり、85名、率にして24.7%の減となっており、これ以上の大幅な削減は難しい状況にある。

今後は、職員が担うべき業務分野を明確にし、事務量に見合った職員配置を実施するとともに、将来の人事構造に弊害をもたらさないよう中長期的な視野に立った職員採用計画により、適正な職員数の維持に努めていくことが求められる。

(3) 少子高齢化・人口減少への対応

少子高齢化が急激に進んでいる中で、当市は平成10年を境に人口減少が続いている。この状況が続くと仮定して国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年の人口は3万9千人台となることが想定され、早急に人口減少に歯止めをかける対策を講じる必要がある。

(4) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構の構築と人材育成

定員適正化計画により職員の削減を行ってきた中で、地方分権による権限移譲や少子高齢化への対応、震災復興業務など市の事務量は年々増加しており、最小限の人員で新たな行政課題や多様化する市民ニーズにフレキシブルに対応できる組織と弾力的な人員配置による効率的な事務執行体制の構築が求められている。

また、それらに対応し得る職員の意識改革や能力開発による人材の育成も重要となっている。

(5) 市民参加・協働への対応

少子高齢化や高度情報化の進展など社会情勢の変化に応じて、市民一人ひとりの豊かさの概念も変化し始め、本市においても厳しい財政状況、最小限の人員の中で多様化・高度化する市民ニーズに対応していくことが求められており、これまでのような行政サービスの全てを行政のみで担うことは難しくなってきている。

また、地域コミュニティ活動においては、住民の高齢化、地域連帯感の希薄化等により地域活動の低下が課題として挙げられる一方で、東日本大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などへの参加意識が高まるとともに、市民協働の必要性が再認識されている。

こうしたことから、地域における行政サービスについて、地域コミュニティやボランティア、NPO、あるいは新たな市民団体などが持つ知識やノウハウを生かして行政と連携しながら担う「新しい公共」の仕組みを構築していく必要がある。

さらに、そうした市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを構築し、協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開することにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要がある。

(6) 情報化社会への対応と市民サービスの向上

ICT（情報通信技術）の活用は、各種手続きを電子化するだけでなく、電子化した情報を活

用し、事務の効率化を進めることにより、市民サービスの向上が図られることから、費用対効果を十分に見極め、社会情勢やICTの変化に対応しながら電子自治体の推進に取り組む必要がある。

3 第4次行政改革大綱の基本方針

行政改革大綱は、市の総合計画を実現していくにあたって、今後5年間に市の行財政改革を推進する際の総合的な指針となるものである。

前述した現状、課題等を踏まえながら、この大綱に基づき、今後も続くことが予想される厳しい社会経済状況を乗り越え、地方分権時代にふさわしい自立した行政体として、良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な市政運営を実現するため、次の3点を基本方針に掲げて行財政改革に取り組むこととする。

健全な財政運営の推進

- 財政基盤の強化
 - ・ 計画的な財政運営
 - ・ 安定的な歳入の確保と経費の節減合理化による歳出削減
 - ・ 地方公営企業等の経営健全化

効率的な行政運営の推進

- 最小の人員で最大限の効果を生み出す効率的な行政運営の推進
 - ・ 行政の担うべき役割の重点化と住民ニーズに対応し得る組織体制の構築
 - ・ 電子自治体の推進
 - ・ 市民サービスの向上

市民協働によるまちづくりの推進

- 市民を中心とした協働によるまちづくりの推進
 - ・ 市民に開かれたまちづくり
 - ・ 市民参加の拡充

4 行政改革推進項目体系図

第4次行政改革大綱に基づく取組項目

基本方針	重点項目	推進項目	取組項目(実施計画項目)	担当課		
	大項目	中項目	小項目			
健全な財政運営の推進	計画的な財政運営	財政計画等の整備	第4次総合計画後期基本計画策定に伴う中期財政計画の改訂	財政課		
	安定的な歳入の確保	自主財源の確保	市税収納率の向上		収納課	
			給与特別徴収の強化		税務課	
			固定資産税における税収の向上		税務課	
			公営住宅使用料の徴収対策の強化		建設課	
			有料広告事業の推進		企画政策課	
	経費の節減合理化	標準的経費の削減	市有遊休財産の処分及び有効な利活用の再検討		総務課	
			受益者負担の適正化	使用料・手数料の適正化	企画政策課・担当課	
			備品管理システムの整備		企画政策課	
	地方公営企業等の経営健全化	病院事業	市民サービスセンターの廃止検討		企画政策課	
			省エネ実現に向けた取り組みの強化		生活環境課	
			給与の適正化	時間外勤務の縮減	人事課	
	効率的な行政運営の推進	行政の担うべき役割の重点化	特殊勤務手当の適正化		人事課	
			下水道事業	公立病院改革プランに基づいた経営健全化	病院総務課	
事務事業の見直し			公共下水道事業における経営健全化	下水道課		
行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構		公共施設の計画的な管理	消防団消防施設の適正配置		消防総務課	
			住民税全期前納報奨金の廃止		税務課	
		民間委託等の推進	公共施設維持管理(補修)計画の策定		企画政策課	
		定員管理の適正化	給食センター運営方法の検討		給食センター	
			新図書館管理の民間委託化等の検討		図書館	
組織・機構の見直し			効率的な組織機構の確立		企画政策課	
電子自治体の推進		ICTを活用した事務の効率化	市立保育所存続・統合または廃止の検討		社会福祉課	
			ICTを活用した市民サービスの向上	GISの活用による市民への情報提供	企画政策課	
			施設予約システム導入の検討		企画政策課	
		市民サービスの向上	定住促進に向けた行政サービスの検討	定住促進パンフレットの作成		企画政策課
			行政サービスの見直しと検討	定住奨励金の導入		企画政策課
広報・PR活動の強化				まちづくり協働課		
公共交通のあり方の検討		まちづくり協働課				
まちづくりの推進	市民に開かれたまちづくり	観光スポットウェブカメラの導入		企画政策課・商工観光課		
		観光協会ホームページの充実		商工観光課		
	市民参加の拡充	情報提供の推進	道路里親制度の推進		建設課	
			市民へのわかりやすい説明	分野別施策パンフレットの作成	企画政策課	
		地域コミュニティ活動の推進	コミュニティ協議会の設置検討		まちづくり協働課	
			市民活動支援事業の検討		まちづくり協働課	
			自主防災組織の育成		総務課	
		市民意向の反映	審議会委員等の公募制の推進		企画政策課	
			市政モニター制度導入の検討		まちづくり協働課	

5 行政改革の推進方法

(1) 推進期間

この行政改革大綱は、平成26年度から30年度までの5年間で取り組むこととする。

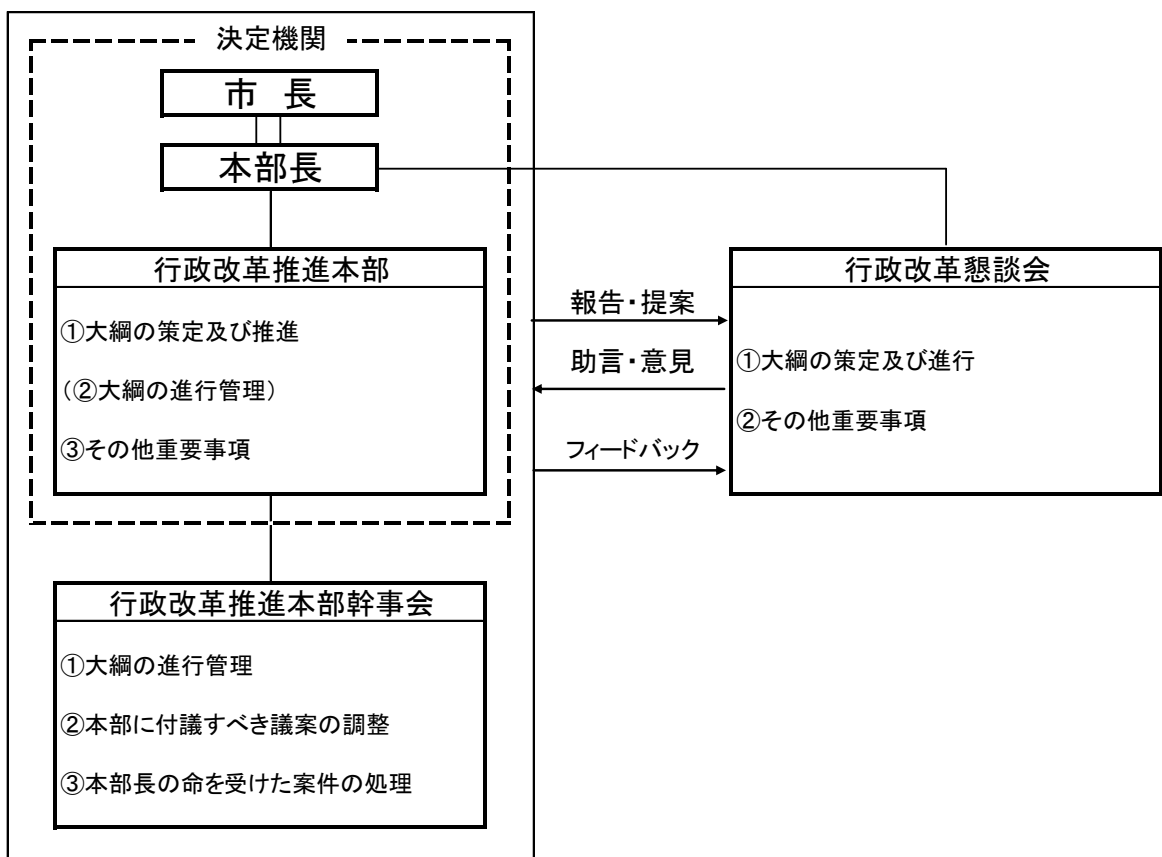
(2) 実施計画

改革を着実に推進していくため、実施項目や目標年度、数値目標等を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に取り組んでいく。必要に応じて、新規取組項目の追加及び実施内容の変更等を行うこととする。

(3) 推進体制及び進行管理

行政改革の推進にあたっては、北茨城市行政改革推進本部及び幹事会において、実施計画の策定及び進行管理を行い、全庁的に改革を実行していく。

さらに、広く市民の意見を反映させるため、市民の代表者等で構成する北茨城市行政改革懇談会から、行政改革推進にあたっての必要な助言を受けることとする。



以上